

昭和二年福生町議会臨時会々議録

一、昭和二年七月三日福生町議会臨時会を福生町役場に招集する。

一、庶務招議事方の通り

- | | |
|------------|-------------|
| 第一番 並木 伸松 | 第十二番 高水 藤太郎 |
| 第二番 児島 信一 | 第十三番 設楽 美知 |
| 第四番 田村 幾太郎 | 第十四番 川窪 金吉 |
| 第五番 横田 壽照 | 第十五番 田村 福一 |
| 第六番 天野 由三 | 第十六番 高橋 三郎 |
| 第七番 田村 信 | 第十八番 森田 幸吉 |
| 第八番 高橋 角吉 | 第十九番 森田 誠重 |
| 第十九番 森田 真 | |

第二十番 田村栄吉

第二十三番 井上若太郎

第二十一番 村野茂平

第二十四番 豊井伴作

第二十二番 平井知二郎

第二十六番 田村利一

一、会議の事件左の通り

第一 福生警察署の位置、名称及び管轄区域に関する條例設置の件

第二 福生町役場の位置に関する條例設置の件

第三 町議会で議決すべき事件の指室に関する條例設置の件

第四 警察署取置の位置等に関する條例の一部改正の件

第五 福生町警察署牛数料條例の一部改正の件

第六 寄附受領に関する件

第七 福生町取置定数條例設置の件

第八 福生町税及町の賦課徴収條例の一部改正の件

一、議文(加藤市長)七月三十日午前九時三十分開会を宣する

一、地方自治法第三十條の規定により議会の請求による非常会を開いた者の左の通り

町長 山本 徳次郎

町役 加藤 藤吉太郎

主事 山田 勇

一、本会、書記左の通り

嘱託 大野 忠一

一、議文(加藤市長)午前九時三十分開議を宣する

一、出席議員の左の通り

並木 伸松 児島 信一 田村 幾太郎 横田 壽昭一

天野 由三 田村 信 高橋 角義 板森 稔

加藤 市義 高水 藤太郎 飯島 美知 川窪 金吉

田村福一 高橋三郎 森田幸藏 森田誠重

田村栄吉 村野長平 平井知三郎 井上岩次郎

貴井伊作 田村利一

一、議文（加藤市表）本会の会期を一日とする旨を告げる。

日程第一（議案第三十七号）

福主町事務所の位置、名称及び管轄区域に関する條例設置の件

一、議文（加藤市表）本件を議題とし第一読会を申く旨を告げる

書記朗読

一、所長（岸徳太郎）土地整理施行に伴う字名及び地番の変更により本條例を設けようとする旨であるとの提案を理由を説明する。

一、第二番（貴井伊作）道路を境とし字名が変更されたが、これにより、改称附近の一部が、

本町となつたため附合が、かゝると聞いているが、その様子について

一、第十八番（森田幸藏）行政上の区域は字名が変つたらしくに伴う変更してよい

一、第五番（川窪金吉）人家が増えない前に区域を指定するべきである第一第二に對此申出

したが、煙草の田が、あり指定出来ぬものとなつた、

一、議文（加藤市表）この問題については字名が変更されることばかりだが、改称附近の一部は

土地とこの附合が、あることだ、

議案の件については異議がないから、これを議に認り、全會一致で、原案通り決する

ことを告げる。

日程第二（議案第三十八号）福主町改称の位置に関する條例設置の件

一、議文（加藤市表）本件を議題とし第二読会を申く旨を告げる。

書記朗読

一、所長（岸徳太郎）土地整理施行に伴う字名及び地番の変更があったため地方自治法

第四條の規定により本條例を設けたい旨の提案理由を説明する。

一、議長(加藤市表) 本件について異議があるか否かを合議に諮り、全会一致賛成に基き原案通り決定する旨を告げる。

日程第三(議案第三十九号) 町議會で議決すべき事件の指定に關する條例設置の件、

一、議長(加藤市表) 本件を議題とし、第廿議會会を開く旨を告げる。

書記 朗読

一、町長(岸徳太郎) 地方自治法第九十條に規定するところを説明し、先き條例設置のための條例を附するたしむを説明する。

一、議長(岸徳太郎) 本件について異議がないか否かを合議に諮り、異議がないから原案通り決定する旨を告げる。

日程第四(議案第三十号) 警察事務官の任用に關する條例の一部改訂の件、

一、議長(加藤市表) 本件を議題とし、第廿議會会を開く旨を告げる。

書記 朗読

一、町長(岸徳太郎) 警察事務官の任用に關する條例の一部改訂の件、
この案、本會を五人とし、吏員より二人を議長候補者を三人にしたい。これについて原案の案を
向もするのひきかへに、原案の案を説明する。

一、第廿五番(田村福一) 警察事務官の任用に關する條例の一部改訂の件、
これは、役所吏員の任用をも増やしたといふ。

一、町長(岸徳太郎) 役所取組の件、数は自治法で規定されている。

一、第廿五番(田村福一) 今までの吏員はこの各案はどうか。

一、町長(岸徳太郎) まだ選任してはなかつた。

一、第廿三番(平井和郎) 運賃の件、これはどうなるか。

一、第廿四番(川窪金吉) 原案通り決定したい。

一、議長(加藤市表) 第廿番議決について合議に諮る。町長議長につき決定する旨を告げる。

日程第五(議案第三十号) 福生町警察事務官の任用に關する條例設置の件、

一、議長(加藤市表) 本件を議題とし、第廿議會会を開く旨を告げる。

書記朗読

一、町長(岸徳次郎)法令の改正によりこの條例の改正の必要にあらたむの理由を説明する。

一、第十八番(橋田幸次)露店賣を既存の営業前の道路に設けること。

一、第十八番(高橋南幸)東新牛敷峠と面交は同じではないか。

一、町長(岸徳次郎)更新は書牒文のことである。

一、議長(加藤市恭)本件について異議がないかを會議に諮り、全員の賛成につきこれを決す。
通り決する旨を告げる。

日程第六(議案第三十三号)寄附受領に關する件。

一、議長(加藤市恭)本件を會議として第一議會を開く旨を告げる。

書記朗読

一、町長(岸徳次郎)第一小を校並中學校に對して寄附の申出があつたから受領するに、
致したい旨を述べる。

議長(加藤市恭)本件について異議がないかを會議に諮り、異議がないので營業通

り決する旨を告げる。

日程第七(議案第三十三号)福生町取賣を教條例設置の件。

一、議長(加藤市恭)本件を會議として第一議會を開く旨を告げる。

書記朗読

一、町長(岸徳次郎)從來よりこの制度を設けた空名に當する條例を政府職員の
立憲法の制定に即応して本條例に統一しようとするものである旨の理由を説明する。

一、第十八番(川窪金吉)町長の補助取賣の現在ある何人か内訳はどうなつてゐるか。

一、町田主事、役場二十五人、學校三人、その内訳は主事三名、書記十名、庶務十二名

となつてゐる。

一、第十八番(村野茂平)定数の基準は何が

一、町田主事、現在實に今日の増加事務の現状を考へて定数とした。

一、第五番(川窪金吉) 予業上の人数は

一、所長(岸徳太郎) 所長、助役、収入役を加えて三十名である。

一、第七番(森田幸彦) 人数の制限及び予業には関係ないが

一、所長(岸徳太郎) 予業の人数であり給与の高底には関係ない。尚、各官舎内に於て予業を

定めることにしようとするが事務の増加を加えて定めたのである。

一、第十五番(田村福一) 現在、人数に定め、今、中止を希望しない増業を必要とするなら改正しよう

一、第六番(川窪金吉) 昨、年人口が二五、〇〇〇人であった当時も現在の人口で処理できた

のであるから現在も人口も一八、〇〇〇人に減つたのであるから増さなくてもよいと考へる。

一、第八番(森田幸彦) 配給事務等は部内の配置から大等によるので、田沼にこぼしい。尚、田沼

については最善とするようにしてもらいたい。

一、所長(岸徳太郎) 現在、採用試験を行つてゐるが、尚、慎重にする。尚、増業予望の由、談

は、配給三人、牧務三人、健保三人、土木一、郵便一、便丁二、計十人である。

一、第十五番(田村福一) 今、行政統制も廃止される。その事務もよぶて来るものと思ふから

現在、人数としたい。

一、第十一番(森田幸彦) 予業に採用する予望か

一、第六番(森田幸彦) 所長の要請はよくしたいが、一般には増業しなかつてもある。ので此の件

は保留としたい。

一、第五番(川窪金吉) 便丁三名を増やしたら連絡の便はなくなるものか

一、所長(岸徳太郎) 量税令書書の配布を完全にしたい。連絡の便は多少依頼することは

少ないが、増税を解くまでは行かないと思ふ。

一、第十一番(森田幸彦) 所長補助助役のその他の取費を五名減し、計三十五名としたい。

一、所長(岸徳太郎) 第十一番議決に於て、今、議に諮り、全会一致につき、一、所長の補助助役

その他の取費十五人を十人に修正し決定する旨を告げる。

日程第八(議案第三番) 衛生所税及びその賦課と主收係例一部改正の件。

一、議長(加藤市若) 本件を議題として第1議会を開く旨を告げる。

書記 朗読

一、所長(菅原大郎) 地方税法の一部改正案之上に即応して本案も提出した旨を説明する。

一、第1條中の所収税賦課割合の説明を求めらる。

一、所長(菅原大郎) 今までは「均等割四割所得金額によるもの三割。家屋土地。

賃金価格によるもの二割。見立にあるもの一割」を「均等二割所得金額四割。

見立二割」といふ家屋土地はそのまま二割とした。

一、第15番(田村福一) 各町を造出して検討したい。

一、第16番(川窪金吉) 各区域を平均するための標準を定めてほしい。

一、議長(加藤市若) 本件について第1議会がなかるかを諮り賛成者に起立を命じる。

起立 十八名

一、議長(加藤市若) 賛成者十八名不賛成者四名につき、第1次通り決定する旨を告ぐ。

会議録署名議員選舉

一、議長(加藤市若) 署名議員選舉は指名推選により指名者を議長としたい旨を會議に

諮り全員の同意がなないか。指名推選によることに決する旨を告げ次の者も指名し各毎に

會議に諮り異議なく決す。

杉 市村 真 高水 藤太郎 設楽 美知

一、議長(加藤市若) 會議を閉する旨を告げる。

一、議長(加藤市若) 本議會を閉会する旨を告げる。

午後 零時 十五分

本會議の議決を録しその相違ないことを証するため二に署名する。

昭和二十四年七月三十日

福生町議會議長

議員

杉 市村 真 藤 市藏 森 真

議文

高水藤太郎

高水

昭和二年福生町議会议定例会口議録

一、昭和二年八月二十九日福生町議会议定例会を福生町役場に招集する。

一、應招議事の通り

- | | |
|------------|-------------|
| 第一番 並木 伸松 | 第十番 坂 森 貞 |
| 第二番 見島 信一 | 第十一番 加藤 市藏 |
| 第四番 田村 幾太郎 | 第十二番 高水 藤太郎 |
| 第五番 横田 壽照 | 第十三番 飯 桑 兼知 |
| 第六番 天野 由三 | 第十四番 川 窪 金吉 |
| 第七番 田村 信 | 第十五番 田村 福一 |
| 第八番 高橋 角藏 | 第十六番 高橋 三郎 |
| 第九番 村尾 昌三 | 第十七番 田村 宇一 |

第十六番 森田幸藏

第三番 平井初五郎

第九番 森田誠重

第五番 井上岩太郎

第十番 羽村栄吉

第六番 栗井伊作

第十一番 村野茂平

第七番 田村利一

一、公議の事件上の通り

第一 福生町職定数條例の一部改正の件

第二 福生町職定数條例の一部改正の件

第三 福生町職役の定数條例設置の件

第四 福生町グラウンド施設置収の件

一、議長(加藤市義)八月十九日午後一時四十五分開会を宣する。

一、地方自治法第百三十一條の規定により議長の請求により出席した者の通り

町長 岸 徳太郎

町役 齋藤吉太郎

主事 内 田 勇

一、本会の書記上の通り

嘱託 大野忠一

一、議長(加藤市義)八月二十日午後一時三十分開会を宣する。

一、公議の事件上の通り

並木 小松 見島信一 田村幾太郎 横田 毒丸

天野 由三 田村信 高橋 角藏 村尾 昌三

杉 森 稔 加藤 市義 高水 藤太郎 設楽 美知

川 窪 金吉 田村 福一 高橋 三郎 田村 宇一

森田 幸義 森田 誠重 羽村 栄吉 村野 茂平

平井 初五郎 井上 岩太郎 栗井 伊作 田村 利一



議文
一、加藤市議（本会）の会期を一日とする旨を告げる。

日程第一（議案第三十五号）福生町警察官俸例の一部改正の件

一、議長（加藤市議）本件を議題とし第二読会を開く旨を告げる。

書記 朗読

一、所長（岸徳太郎）所収の昇進、俸給について或る程度、融通性保持して実情に即応した処置を採るの必要と考へらるる旨の提案理由を説明する。

一、第二番（森田幸義）給与の算定に実情に即応したければ構想である。

一、議長（加藤市議）同意議はないかと合議に諮り、全会一致につき原案通り決定する旨を告げる。

告げる。

日程第三（議案第三十六号）福生町警察官俸例の一部改正の件

一、議長（加藤市議）本件を議題とし第二読会を開く旨を告げる。

書記 朗読

一、所長（岸徳太郎）吏員懲戒條例の一部に於ける禁煙法と抵触するところがあるが改正しようとするものである旨の提案理由を説明する。

とするものである旨の提案理由を説明する。

一、第三番（平井初五郎）原案構想につき直ちに決定したい旨を告げる。

一、議長（加藤市議）第三番議について合議に諮り全会一致につき原案通り決定する旨を告げる。

を告げる。

日程第三（議案第三十七号）福生町財政の定数俸例設置の件

一、議長（加藤市議）本件を議題とし第二読会を開く旨を告げる。

書記 朗読

一、所長（岸徳太郎）所収の申入があったので本案を提出したものである。

自治法により人を置くことになつてゐるが必要に應じて増減することができることになつてあり、

番梅、五日市は二人である。二小町の町は所長が口頭に来ないのが増減してゐるやうである。にも

か、やらが今迄新政が山崎に行はれず、村長が議事各位に迷惑の面を掛けしたことを洵

